

# J A S 認証工場資格者養成支援事業費補助金実施要領

令和7年5月1日 農林水第30-17号

J A S 認証工場資格者養成支援事業費補助金の実施については、三重県補助金等交付規則（昭和37年4月1日付け三重県規則第34号）、農林水産部関係補助金等交付要綱（平成24年3月30日付け三重県告示第249号）、森林・林業経営課関係補助金等交付要領（平成24年4月2日付け農林水第30-4号）及び森林・林業経営課関係補助金等交付事務の取扱いについて（平成24年4月2日付け農林水第30-5号）に定めるもののほか、この要領の定めるところによるものとする。

## 1 趣旨

令和7年4月の改正建築基準法の施行に伴う4号特例の縮小により、構造計算が必要な建築物と建築確認申請で構造関係の審査を受ける建築物の範囲が拡大されることから、強度等の品質・性能説明が容易なJ A S 構造材の需要が高まることが予想されている。

一方で、J A S の認証工場には、製品の品質管理や格付の知識及び技能を有する者を配置することが日本農林規格等に関する法律に基づく「製材についての取扱業者の認証の技術的基準」で定められており、J A S 構造材の供給体制の整備のためには技術者の養成が不可欠である。

このため、県内におけるJ A S 構造材の供給体制の整備を目指して、従業員に品質管理の資格を取得又は更新させようとする事業者に対し、予算の範囲内でJ A S 認証工場資格者養成支援事業費補助金を交付するものとする。

## 2 事業内容

### (1) 補助の対象者（申請者）

補助の対象者（以下、「事業実施主体」という。）は、三重県内のJ A S 認証事業者（認証取得予定を含む）で、詳細は公募要領で定める。

### (2) 補助対象経費

J A S 認証工場に配置が必要な技術者が修了する必要がある研修の受講に要する費用とし、詳細は公募要領で定める。

### (3) 補助率及び補助金額

県の予算の範囲内において補助することとし、詳細は公募要領で定める。

## 3 事業の公募

本補助事業を受けようとする者は、様式第1号及び添付書類一式を知事に提出するものとする。

## 4 事業計画の採択について

知事は提出された書類について、公募要領2の要件を満たしているか審査し、

採択を行う。

知事は採択した事業実施主体に対して、事業計画の採択通知及び交付予定額の通知を行うとともに、それ以外の提出者に対しては審査結果を通知する。

なお、予算額の上限に達した時点で、事業計画書等の受付を終了する。

## 5 事業実施の手順

事業実施主体は、4の事業計画の採択を受けてから30日以内に、様式第4号及び添付書類一式を知事に提出するものとする。

## 6 事業実施計画の変更

(1) 事業実施主体は、事業実施計画に以下の重要な変更がある場合には、知事に申請し承認を受けるものとする。

ア 事業実施主体の変更

イ 事業費の30%を超える増減

ウ 事業の中止又は廃止

(2) 6(1)に該当する事業計画の変更又は中止、廃止の承認を受けようとするときは、様式第5号に変更(中止、廃止)の内容及び理由等を添付し、速やかに知事に提出するものとする。

(3) 重要な変更にあたらぬ軽微な変更により、交付決定額に変更を生じるときは、様式第6号に変更の内容及び理由等を添付し、速やかに知事に提出するものとする。なお、増額は公募要領で定める補助上限額及び予算の範囲内までとする。

## 7 事業状況報告書の提出

事業実施主体は、10月31日時点の事業の出来高について、11月15日までに様式第7号により知事に報告するものとする。

## 8 事業実施後の措置

(1) 事業実施主体は、事業が完了したときは様式第8号を知事に提出するものとする。

(2) 様式第8号の知事への提出期限は、3月15日までとする。

(3) 様式第8号の提出後、速やかに知事は提出書類を審査し、補助金の額の確定を通知するものとする。

(4) 補助金の額の確定が通知され、事業実施主体が精算払い請求書を提出した後、県は補助金を支払うものとする。

(5) JAS認証を取得予定で補助を受けた事業実施主体は、JAS認証を取得してから30日以内に様式第9号を知事に提出するものとする。

## 9 会計経理の適正化

(1) 事業実施主体は、補助金と補助金以外の経理を明確に区分して取り扱うも

- のとし、補助金の運用の適正化を確保するものとする。
- (2) 補助金の使用は、事業実施計画に規定した内容に基づいて行い、その都度領収書を受領するとともに、会計責任者は支出内容が明確に確認できる書類を整備するものとする。
  - (3) 金銭の出納は、金銭出納簿により行なうとともに、領収書等金銭の出納に関する書類は、日付順に整理するものとする。また、この場合において、必要に応じて金融機関に預金口座等を設けること。
  - (4) 県は必要に応じて、事業実施主体に対し、補助金に係る経理が適切に行なわれるよう指導するものとする。
  - (5) 関係書類は、事業完了年度の翌年度から5年間保管するものとする。

#### 10 補助金の交付決定の取消し及び返還

知事は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定を取り消すとともに、既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

- (1) 提出書類に虚偽の内容の記載があったとき、又は補助金の交付に関し不正な行為があったとき。
- (2) 補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (3) 公募要領2の補助の対象となる各条件を満たさなくなったとき（知事が事業実施主体の責に帰すべきでないとした場合を除く）。

#### 11 暴力団等排除のための措置

- (1) 申請を行った法人等又はその役員等が、「三重県の交付する補助金等からの暴力団等排除措置要綱」別表に掲げるいずれかに該当する者であると確認されたときは、補助金の交付の決定を行わないこととする。
- (2) 補助金の交付決定に当たっては、「三重県の交付する補助金等からの暴力団等排除措置要綱」第7条（交付決定の取消）及び第8条（不当介入に対する措置）に基づく措置に関して条件を付すこととする。

附則1 この要領は、令和7年5月1日から適用する。